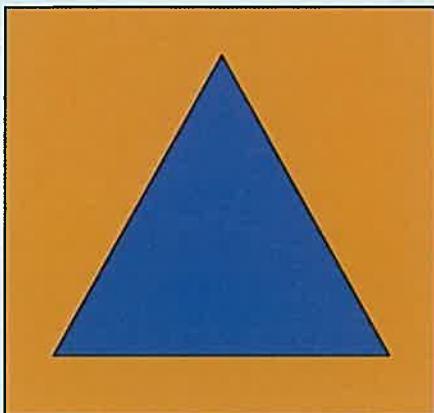


国民の保護と消防組織



このマークは、民間防衛を行う人を識別するための国際的な特殊標章です。

「ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書」に規定されており、民間防衛団体、その要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するためのものです。

デザインはオレンジ色地に青色の正三角形の図案となっています。

山形県

はじめに

平成 16 年 9 月 17 日に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)」(略称: 国民保護法)では、第 3 条第 2 項で地方公共団体の責務を「地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本指針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の、区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。」と定めています。

県は、これらのこととを確実に実施するための計画として平成 18 年 1 月に「山形県国民保護計画」を策定しました。この中で特に重視しなければならない国民の保護のための措置が警報の伝達、避難の指示、避難住民の誘導、救援活動及び被害最小化の措置です。

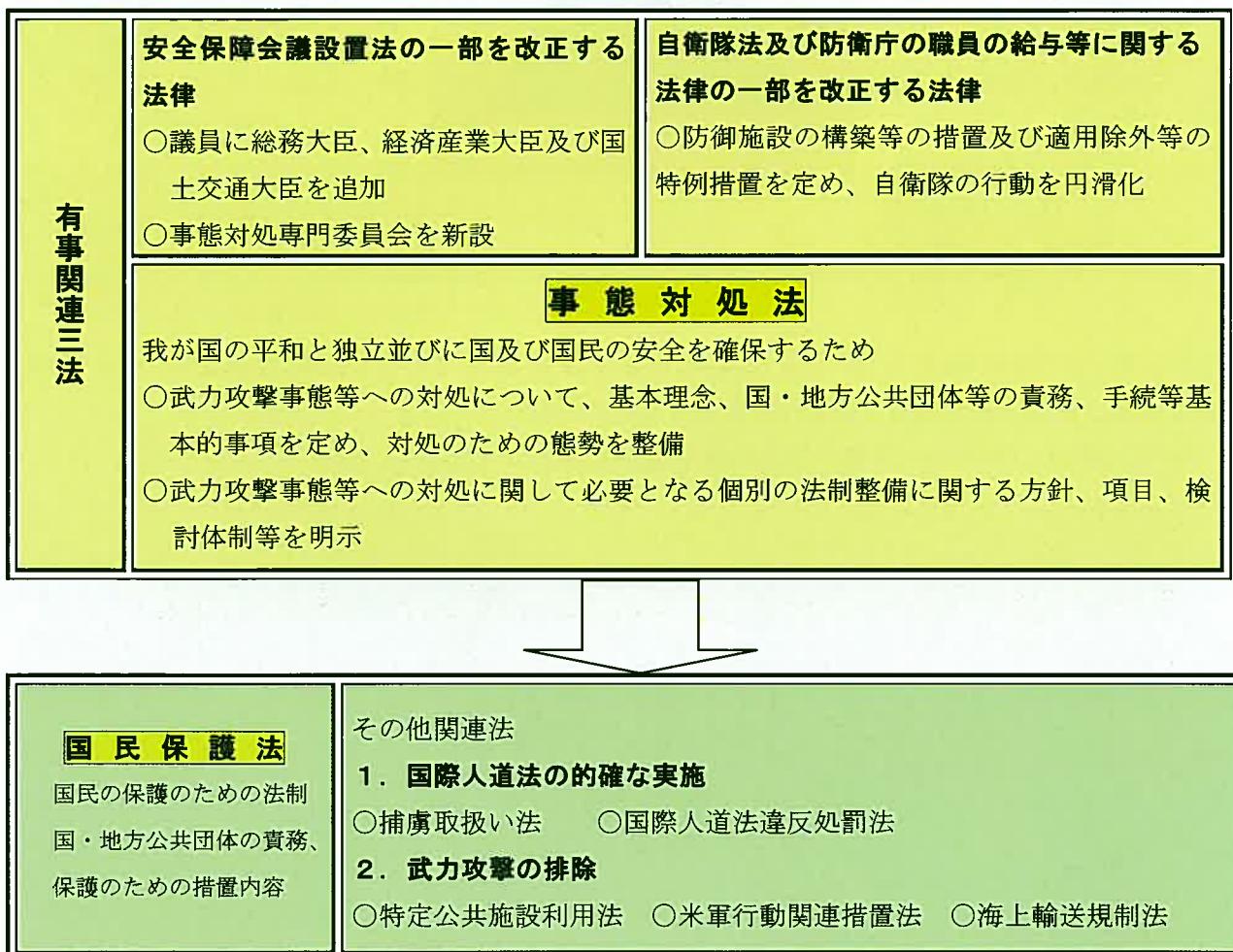
この冊子は、国民の保護のための措置に重要な役割が期待されており消防職員及び消防団員並びに自主防災組織のリーダーの皆様に国民の保護のための措置について理解をいただくための資料として作成したものです。

I 国民保護制度の概要

1 国民保護法と関係法令

国民保護法は平成 16 年 6 月に成立し同年 9 月より施行されました。この法律が制定された根拠法令は平成 15 年 6 月に成立した有事関連三法のひとつである「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(略称: 事態対処法)です。事態対処法は有事法制全体の中核として位置付けられる法律です。

これらを図示すると下記のとおりとなります。

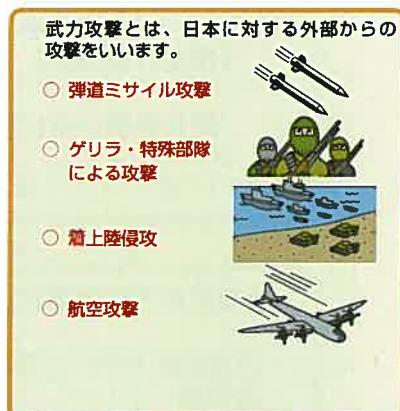


2 国民保護法の概要

国民保護法では、武力攻撃事態等に備えてあらかじめ国が定める基本指針、県及び市町村が作成する国民保護計画並びに国民保護計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関(国が指定)及び指定地方公共機関(県が指定)が作成する国民保護業務計画などについて定めています。

武力攻撃事態等が発生した場合には、国民の生命、身体及び財産を守るため、「避難」、「救援」、「武力攻撃に伴う被害の最小化」を三つの柱として定め、国、地方公共団体の責務を明確に定めています。

これを図解すると下記のとおりとなります。



(1) 国民保護法の概要

國 民 保 護 法					
第1章	第2章	第3章	第4章	第5章	第6~10章
◆国、地方公共団体の責務 ◆国民の協力 ◆基本指針、国民保護計画、国民保護業務計画	◆警報の発令 ◆避難措置の指示 ◆避難住民の誘導	◆救援の指示 ◆救援の実施 ◆安否情報の収集・提供	◆武力攻撃災害への対処 ◆生活関連等施設の安全確保 ◆消防 ◆防災情報の収集	◆国民生活の安定 ◆施設及び設備の応急復旧	◆復旧 ◆備蓄 ◆財政上の措置 ◆緊急対処事態に対するための措置 ◆罰則

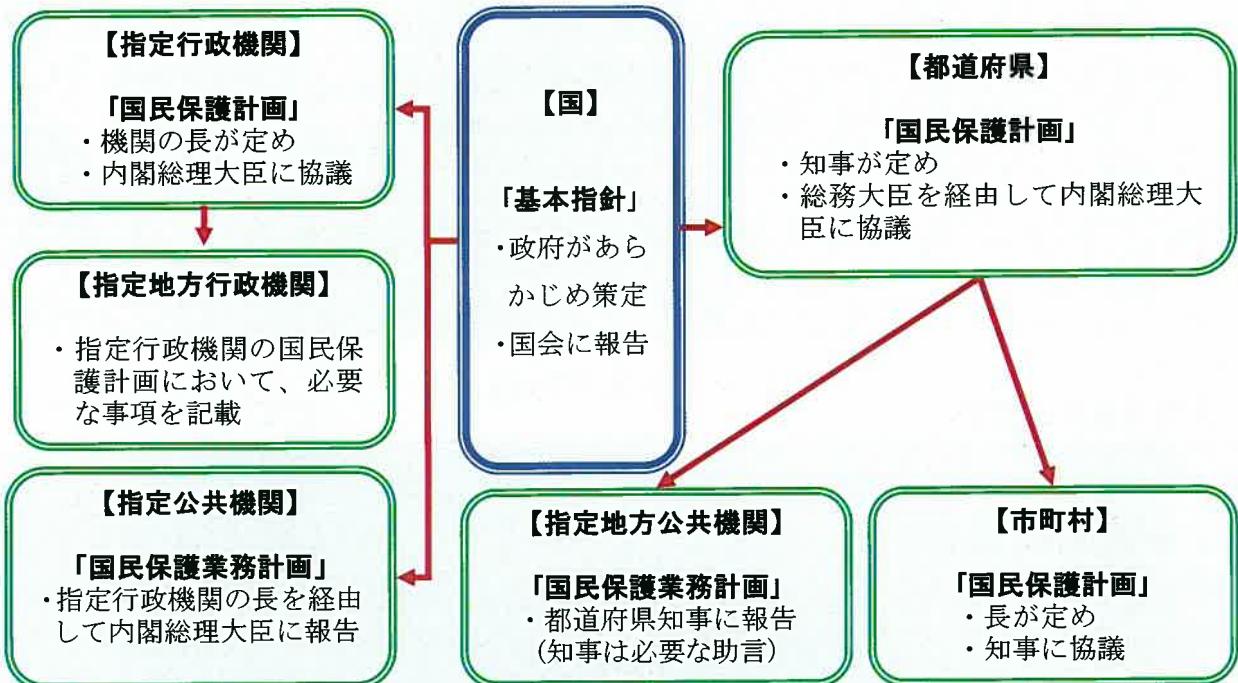
(2) 国、地方公共団体の責務

国の責務	◆国民の保護のための基本指針を定める ◆国の組織及び機能を活用し、国民の保護のための措置を的確、迅速に実施 ◆地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置を的確迅速に支援する ◆国民の保護のための措置に関し、国費による適切な措置を講じ、国全体として万全の態勢を整備する。
地方公共団体の責務	◆国の基本指針に基づき、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施する。 ◆団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する。

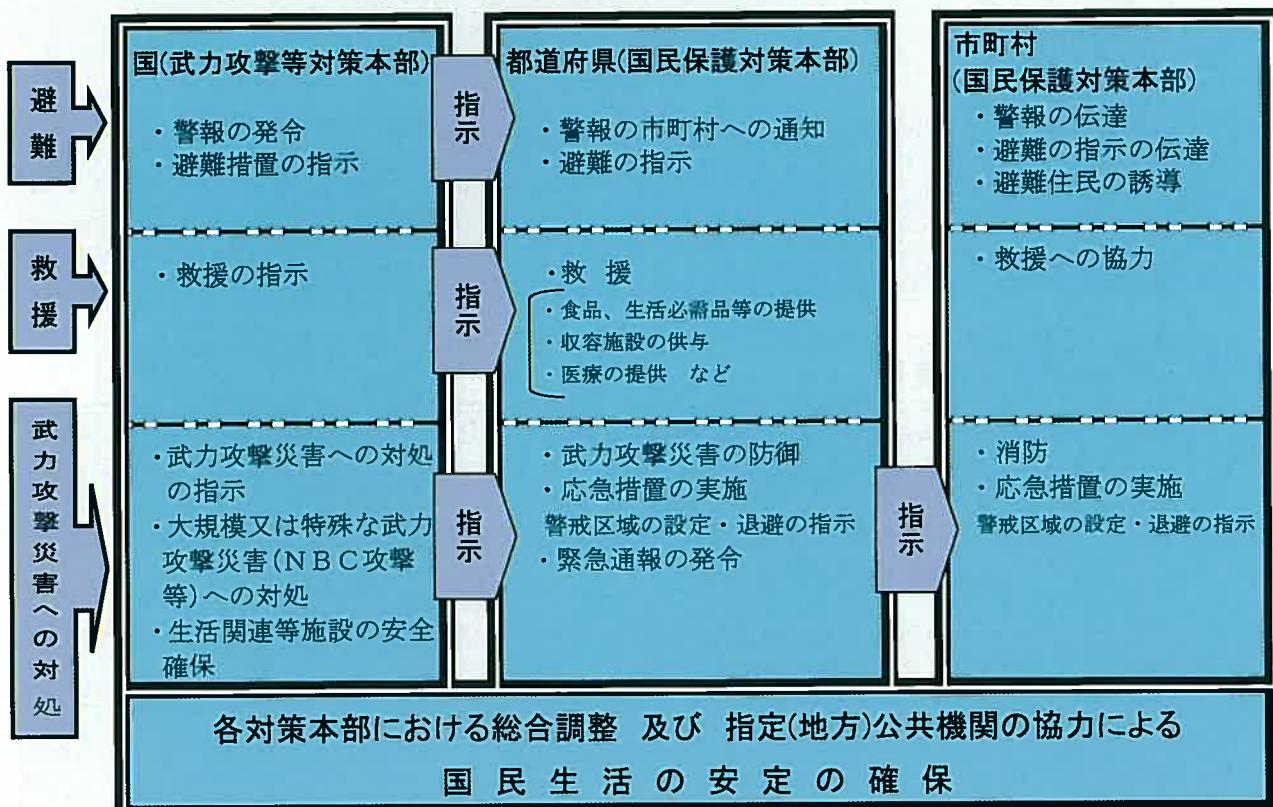
3 武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み

(1) 基本指針及び国民保護計画等の関係

国民保護の関係機関及び国民保護計画並びに国民保護業務計画の関係は下図のとおりとなります。



(2) 国民の保護のための仕組み



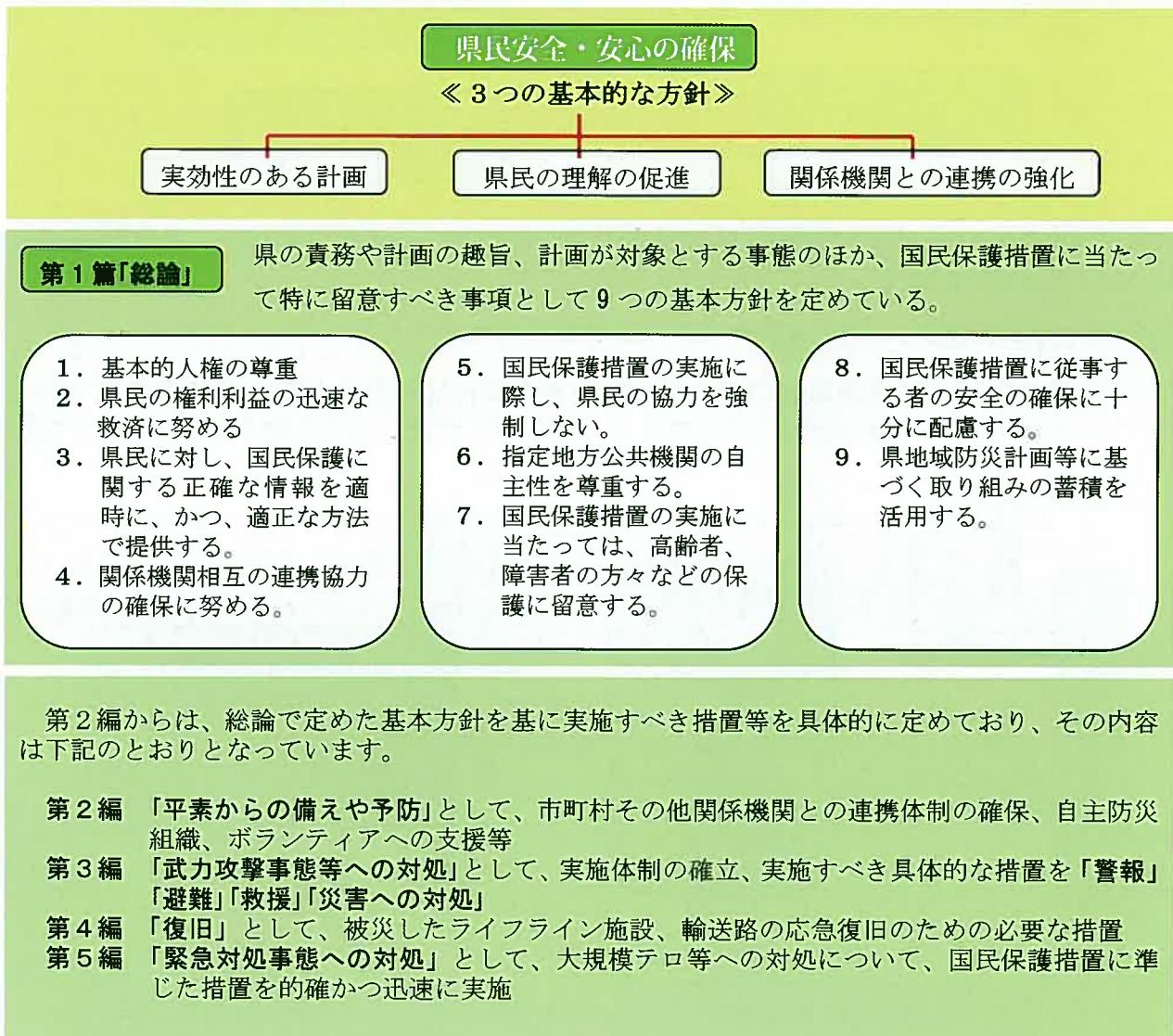
II 山形県国民保護計画の概要

1 山形県国民保護計画策定の経過

県では、平成17年4月に国民保護協議会を設置し、26日に第1回国民保護協議会を開催して県国民保護計画を諮問しました。県国民保護計画の素案策定にあたっては「実効性のある計画」「県民の理解の促進」「関係機関との連携強化」を3つの基本方針として、計画素案に対する県民の意見を募集しました。その後11月30日の第3回県国民保護協議会における答申を経て、12月27日に内閣総理大臣に協議した結果、平成18年1月20日に閣議決定され、その後、県議会に報告して策定が完了しました。

平成18年3月号の県広報紙「県民のあゆみ」に計画の概要を掲載し、全戸配布して啓発を図りました。

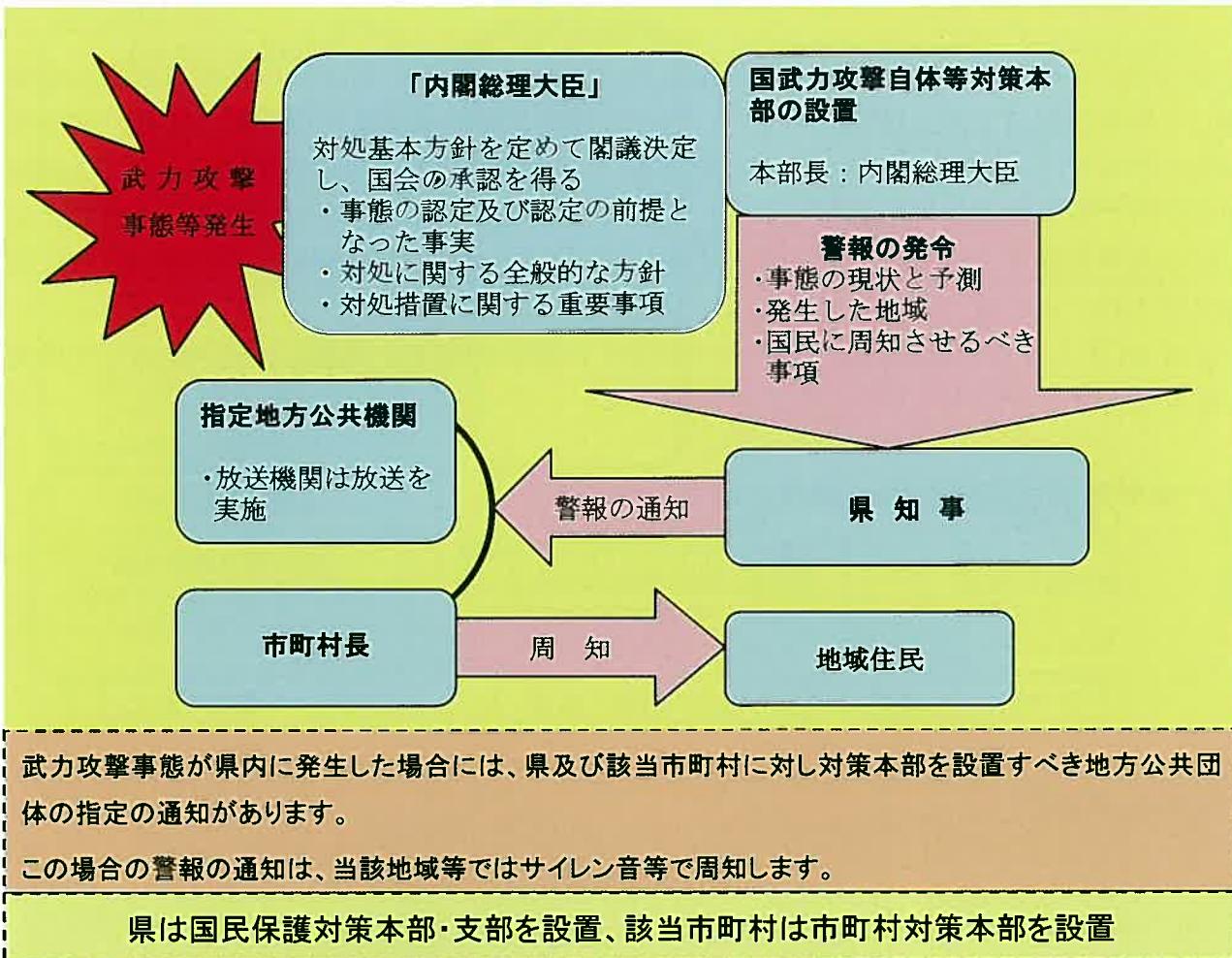
2 山形県国民保護計画の構成と概要



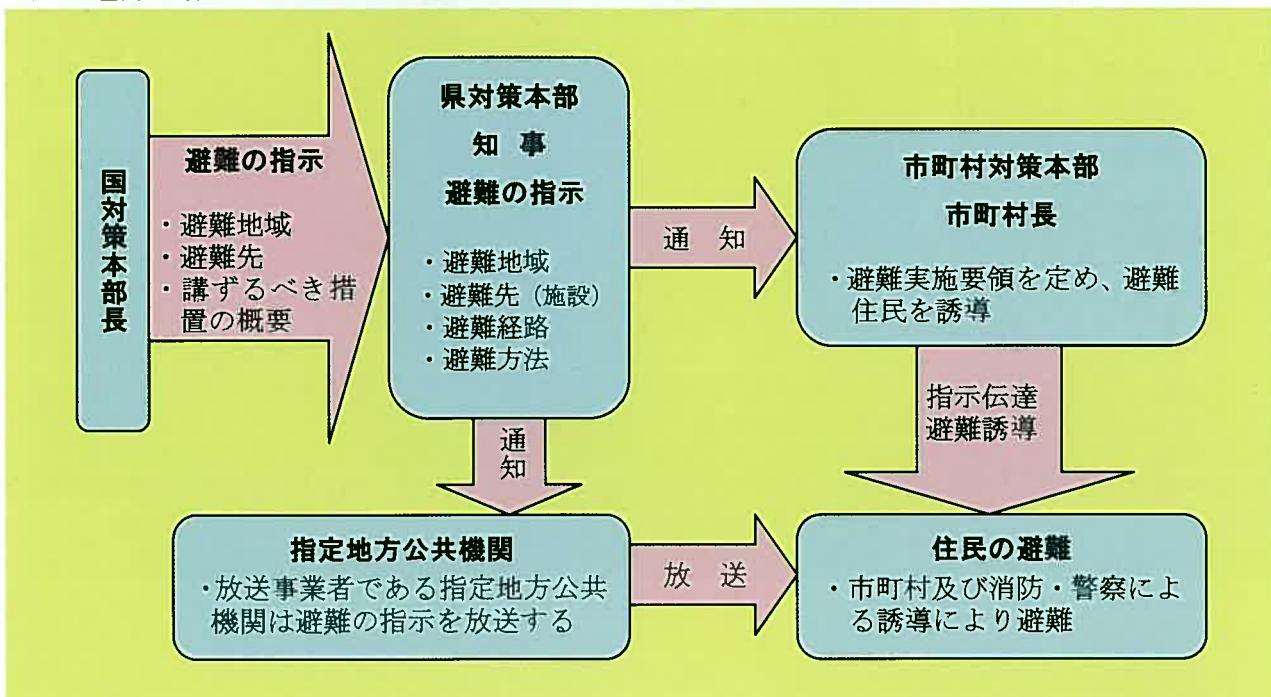
3 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態又は大規模テロ等の緊急対処事態が発生した場合の具体的な措置について図解する。

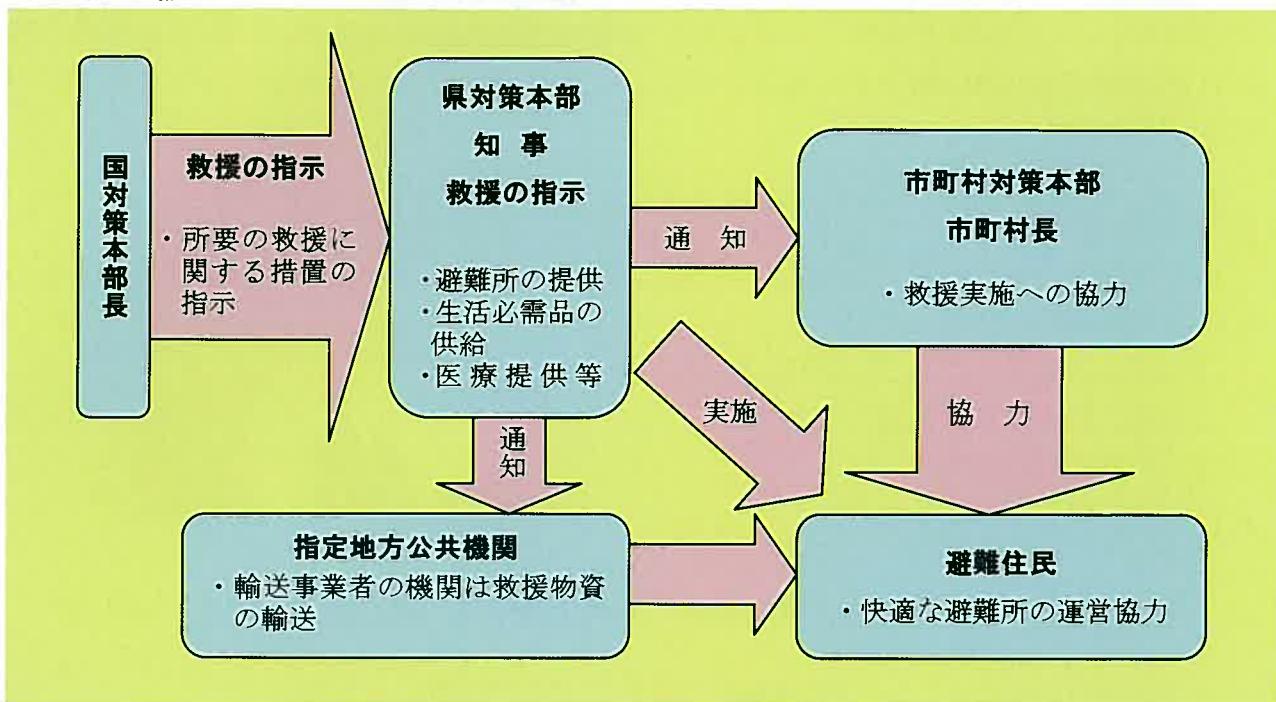
(1) 警報の発令



(2) 避難の指示



(3) 救 援



III 消防組織と消防団、及び自主防災組織の役割

1 消防組織と消防団の役割

大規模なテロや外部からの武力攻撃が発生した場合、消防機関は、消火、救助及び救急活動を実施する責務があります。また警報の発令や避難の指示があった場合、関係機関と連携し、その内容を住民に伝達し、市町村長の指揮の下に避難住民の誘導を行うことになります。

特に消防団は、攻撃による危険がなく、安全が確保された中で消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、地域とのつながりを活かした活動が期待されています。



(1) 警報等の伝達

警報、避難の指示があった場合、消防機関は住民への伝達を実施します。

消防本部及び消防署は巡回による伝達を行い、消防団は、自主防災組織のリーダー、自治会長や地域住民への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達を行います。

(2) 避難住民の誘導

消防本部及び消防署は、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用するなどして効率的な誘導を支援します。また、車両等により自力歩行困難な災害時要援護者の運送を行うなど、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行います。

消防団は、自主防災組織・自治会等と連携し避難住民の誘導を行います。また、福祉関係団体をはじめ様々な機関とも連携し、災害時要援護者の避難状況に関する情報の確認や要避難地域の内の残留者の確認をするなど地域とのつながりを活かした活動を行います。

(3) 災害への対処

消防機関は災害への対処などを行います。特に消防団は、地域とのつながりを活かしながら消防本部を支援します。

- 消火活動などの災害の防御
- 消防警戒区域の設定
- 負傷者の応急手当
- 災害情報の収集 など



(注) 災害時要援護者：災害時に援護の必要な高齢者、障害者、乳幼児、外国人等

2 自主防災組織のリーダーの役割

阪神・淡路大震災では、自主防災組織やボランティアの役割の重要性が強く認識されました。こうした自主的な防災活動は、大規模テロや武力攻撃による災害が発生した場合においても、同様に期待されています。

- 避難住民の誘導の協力
避難用バスへの誘導、特に地域とのつながりを活かした災害時要援護者の誘導など
- 救援への協力
避難所での救援物資の配布や炊き出しなど
- 消火、負傷者の運送、被災者の救助への協力
負傷者の搬送、応急手当など
- 保健衛生の確保への協力
臨時医療施設、健康相談所の開設支援など



特殊な攻撃の場合の留意事項について

NBC攻撃等、特殊な攻撃を受けた場合については、県から留意事項等を通知しますので、これに従って行動してください。

(注) NBC攻撃：核兵器、生物剤、化学剤を用いた兵器による攻撃

お問い合わせ

山形県総合防災課（国民保護対策担当）
〒990-8570 山形市松波2-8-1
Tel: 023-630-2229・2671 Fax: 023-633-4711
E-mail: bosai@prefyama.gata.jp